

# 九重町生活環境だより

商工観光・自然環境課 ☎76-3150

## 玖珠清掃センター定期点検整備に伴う 可燃ごみ排出抑制のお願い

玖珠清掃センターでは焼却施設を円滑に運転するため、毎年2月に機械の定期点検整備を行っています。期間中は、ごみ焼却炉の運転を止めて焼却施設を点検し故障個所の補修・部品交換等を行うため、可燃ごみの焼却が行えません。そのため、可燃ごみの排出について下記のように制限させていただきます。センターへの可燃ごみの持ち込みもお控えください。



### 点検期間

**令和6年2月5日(月) ~ 2月24日(土)**

### 可燃ごみ排出に関する制限

期間中、可燃ごみのうち、生ごみやおむつ以外のもの(木くずやプラスチック等)については、排出せずにご家庭での保管をお願いします。

- 生ごみ・おむつについては排出可能です。  
生ごみは『**水切り**』のご協力をお願いします。
- 不燃ごみや資源ごみについては期間中も通常通り排出可能です。
- 令和6年2月26日(月)以降は、可燃ごみについても通常通り排出可能です。



資源ごみを大切に



### ☆雑がみは可燃ごみではなく、 分別して『**古紙類**』の日に！

雑がみとは、菓子箱・包装紙・封筒・トイレットペーパーの芯などの紙類のことです。雑がみを、きちんと分別してあげることでこれまでに燃やしてしまっていた「資源」が再び製品となり、またごみの減量にもつながります。大切な資源は「古紙類」に出すよう心がけましょう。

この先何年も正常に稼働できるようしっかり点検を行ないますので、大変ご迷惑をおかけしますがご協力をよろしくお願いいたします。

※裏面もご覧ください

## ごみの収集について

収集日の朝8時30分までに、所定の場所に出して下さい。それ以降に出したゴミが回収されていない場合は、次回収集日までご自宅で保管ください。

- 分別方法は、毎年4月から変わります。最新情報は、“令和5年（2023年）度版 九重町のごみの分け方”をご覧ください。
- 大雨・大雪等による影響で収集できない地域があったり、中止することがありますのでご了承ください。

## 不法投棄禁止



不法投棄は犯罪です！

不法投棄は法律により罰せられます。（5年以下の懲役または1千万円以下の罰金）  
発見次第、110番通報します。

## ごみ(一般廃棄物)焼却禁止

自宅の庭での焚き火やゴミの焼却は、煙、匂いが出るため苦情が多数寄せられています。また、野焼きの焼却温度は200～300℃程度にしかならない為、焼却するものによっては、ダイオキシン類の発生原因になると言われています。近隣の方の迷惑になり火事の恐れもあるためやめましょう。

☆例外的に野焼きが認められるものは？

- 自然災害の予防や応急対策、又災害復旧の為の焼却や、火災予防訓練など
- 正月の門松や、しめ縄を焼く等、慣習上の行事など
- 農家が行う野焼きなど
- 焚火や、キャンプファイヤー等軽微なもの

## ペットボトルの正しい排出について



- ① 飲み残しがあると分別に影響がでるため、ペットボトルは必ず水ですすいであらってから排出してください。
- ② キャップとラベルは取り除いて可燃ごみへ。
- ③ ペットボトルと缶・ビンに分けて第1分別の袋に入れてください。